

国立大学法人東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学科学技術短期留学プログラム実施細則を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則</p> <p>(入学資格)</p> <p>第6条 短期留学プログラムにより入学することのできる者(以下「短プロ学生」という。)は、原則として大学間交流協定又は部局間交流協定を締結している外国の大学等(協定の締結について協議中である大学等を含む。以下「協定校」という。)の学部の3年次以上又は大学院の修士課程若しくは博士前期課程に在籍している学生とする。</p> <p>(教育課程)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 短期留学プログラムの授業科目は、日本語科目、一般科目、専門科目1及び専門科目2に区分し、委員会が別に定める。</p> <p>(単位認定等)</p> <p>第15条 センター長は、授業担当教員からの報告に基づき、委員会の議を経て単位及び修了認定を行う。</p> <p>2 センター長は、前項の規定に基づき、成績証明書を交付するものとする。</p> <p>第15条の2 第7条に規定する特別聴講学生のうち第1学期を在籍し、前条に基づく単位認定の結果、第2学期の修了の見込みがないと判断された者について、<u>センター長</u>は国際センター運</p>	<p>本則</p> <p>(入学資格)</p> <p>第6条 短期留学プログラムにより入学することのできる者(以下「短プロ学生」という。)は、原則として大学間交流協定又は部局間交流協定を締結している外国の大学等(協定の締結について協議中である大学等を含む。以下「協定校」という。)の学部の3年次以上又は大学院の修士課程若しくは博士課程に在籍している学生とする。</p> <p>(教育課程)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 短期留学プログラムの授業科目は、日本語科目、一般科目、専門科目1及び専門科目2に区分し、<u>委員会の議を経て</u>別に定める。</p> <p>(単位認定等)</p> <p>第15条 センター長は、授業担当教員からの報告<u>を受け</u>、委員会の議を経て単位及び修了認定を行う。</p> <p>(削る)</p> <p>第15条の2 第7条に規定する特別聴講学生のうち第1学期を在籍し、前条に基づく単位認定の結果、第2学期の修了の見込みがないと判断された者について、<u>学長</u>は国際センター運営委員</p>

<p>営委委員会の議を経て、大学間又は部局間協定を締結している派遣大学の上承のもと、原則として留学を取り消す。</p> <p>(新設)</p>	<p>会の議を経て、大学間又は部局間協定を締結している派遣大学の上承のもと、原則として留学を取り消す。</p> <p>(成績証明書)</p> <p><u>第15条の4 学長は、短期留学プログラムの単位を授与した者に成績証明書を交付する。</u></p>
---	--

附 則 (細則第1号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成26年10月1日から適用する。